

官民競争入札等監理委員会
第268回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第268回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：令和3年6月22日（火）14:37～15:40

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会
2. 評価（案）について
 - 国土交通省／道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等
 - 国土交通省／港湾、空港における発注者支援業務
 - 復興庁／東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務（2期目）
3. 報告について
 - 国立研究開発法人建築研究所／「共用計算機システム借用及び運用支援業務」に係る次期事業開始時期の変更について
4. 「公共サービスの改革基本方針（案）」について
5. 公共サービス改革報告書（案）について【非公開】
6. 閉 会

<出席者>

（委 員）

稲生委員長、井熊委員長代理、浅羽委員、石上委員、稲葉委員、梅木委員、尾花委員、清原委員、古笛委員、関野委員、中川委員、古尾谷委員

（事務局）

渡部事務局長

小原参事官

飯村企画官

○稲生委員長 それでは、定刻となりましたので、第268回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

本日は、議事次第のとおり2から5まで御議論いただきます。このうち、議第5につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づき会議を非公開とし、後日議事要旨を公開することといたします。

それでは、議事次第2の評価（案）につきまして御審議をいただきたいと思います。評価案については、事業主体からの実施状況報告に基づき、総務省が評価案を作成し、入札監理小委員会で審議を行ったものでございます。

それでは最初に、小委員会Bの2件、国土交通省／道路河川・ダム、都市公園における発注者支援業務と、国土交通省／港湾、空港における発注者支援業務につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○飯村企画官 では、事務局のほうから小委Bの審議結果につきまして御報告をさせていただきます。

初めに、資料の1と2の議題についてですけれども、これまでの取組における改善が大きく見られないということから、今回、事業の総括的な評価を行いまして、市場化テストの終了の可否も含めた結論を得るといようにされていた事業となっております。今回は、それぞれこれまでの市場化テストの10期と9期を通じた評価を行いました。

では、議題の1につきまして、資料の1を御覧いただければと思います。

国交省と内閣府、道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務の評価案について御説明をさせていただきます。

1枚目の事業の概要でございますけれども、資料のA-1のポンチ絵も併せて御覧いただければと思います。

発注者支援業務、こちら書いてございますが、劣化河川や道路等の工事の発注及び監督・検査に関わる補助業務、あと公物管理補助業務という、同じく河川や道路等の施設管理に関わる補助業務、あと用地補償業務ということで、地権者、用地交渉などを行いまして、提供につきまして理解を得る業務の主に3つでございます。

実施期間、また資料のほうお戻りいただきまして、平成23年の4月から令和3年の3月ということで、これまでの10期を通じた評価を行っております。

受託事業者ですが、旧建設弘済会、旧建設弘済会と民間事業者のジョイントベンチャー、民間事業者等となっております。

少し経緯を補足いたしますと、こちらは、国交省のほうで旧建設弘済会に対して計画的な撤退を要請してきた事業となっております。そして、こちら、資料のA-2のほうも併せて御覧いただければと思いますけれども、いわゆる集合案件でございます。令和2年度の契約のところを見ていただきますと、単年のところで388件等々書いておりますけれども、このような複数の事業のほうで構成をされている業務ということになります。

続いて、また資料1のほう、お戻りいただきまして、評価のほうを御覧いただければと

思います。

2 ページのほうに書いてございますけれども、終了プロセスに移行することとしております。その論拠でございますけれども、同じくページのⅡの2にありますように、質につきましては確保されております。

続いて4 ページのところの(3)の実施経費のところでございますけれども、この業務、業務ごとに実施内容、業務量、また実施期間というのが異なるものでございます。ですので、従前の経費と直接の比較が難しいことから、競争性については1者応札の推移、また経費の削減につきましては平均落札率の推移を基に評価をしております。

初めに、1者応札の割合を見ますと、どの業務も年々増加傾向にございまして、従前業務と比較しますと増加をしています。また、過去10年間の業務の全体で見ましても、従前の業務よりも少し僅かに増加しておりまして、半数以上が1者応札という状況になっております。

続いて6 ページですけれども、平均落札率のところを見ていただきまして、こちらも用地補償総合技術業務を除いて、僅かですが、増加傾向にございます。また、過去10年間の業務全体としても増加をしているということが分かりました。

8 ページですけれども、これまで取り組んできた競争性改善のための主な取組が記載しております。

事業者のヒアリングの結果なども踏まえまして、実績要件ですとか資格要件の緩和を複数回にわたり実施してまいりましたけれども、その結果、アンケート調査では9割の企業が現状でいいというような回答も寄せられておりまして、その取組については一定評価を得られているというところでございました。一方、1者応札率については、その下の(5)にありますように業務ごとに特殊性があるということで、共通して技術者の不足というのが課題として挙げられております。

結論ですけれども、(6)に記載のとおり、業務ごとに特殊性があり、また、技術者の不足というのが課題になっておりまして、新規参入がこれ以上は進まない要因だというふうに考えられます。また、平成28年度以降の評価で検討を求められてきた5点につきましても、国交省の検討結果をこちらに記載しておりますが、市場化テストの実施だけでは実施状況のさらなる改善が見込めないと考えられます。

以上のことから、本事業につきましては、終了プロセスの指針の(2)の基準を満たしているものとして、市場化テストを終了することが適当であると考えております。

今後につきましてはですけれども、こちらに記載のとおり、小委員会の議論の結果、技術者不足が課題となるということで、建設業界のDXの推進等を踏まえつつ、民間事業者の積極的な産業を促すような改革に向けて検討することを求めたいというところを付け加えております。

続いて、資料の2のほうの説明に移りたいと思います。

事業の概要なんですけれども、こちらは港湾、空港の工事における発注者支援の業務の

みになります。こちら、これまでの9回分の事業の実施状況に基づきまして総括的な評価を行っております。

受託事業者のところに、SCOPE、アのところに書いてありますけれども、これは一般財団の港湾空港総合技術センターの通称でございます。平成25年には運輸省の所管の財団法人から一般財団法人のほうにも移行してございます。こちらの事業者につきましては、先ほどの旧建設弘済会のように事業譲渡すべきというような要請を国交省はしておりません。

続きまして、IIの評価を御覧いただければと思います。結論としましては、先ほどの資料の1の議題の同様に、終了プロセスに移行することが適当と考えております。

2ページの(2)質の達成状況ですが、こちら先ほど同様、品質のほうは確保されております。

続いて、4ページの実施経費ですけれども、先ほどの議題同様、こちら直接従前経費との比較が難しいことから、競争性について1者応札の割合、平均落札率から経費削減の観点についての評価というものをしております。1者応札の割合を見ますと、全体として従前の業務から増加をしております。続いて平均落札率の推移のほうも見ていただきますと、ほぼ従前と同等となっております。

続いて6ページ、こちら競争性改善のための主な取組を示しております。事業者へのヒアリングの結果を踏まえまして、資格要件の緩和など実施をしてきたんですけれども、(6)の業務の特殊性にありますように、専門性の高い人材が不足をしているということ、あと業務量の変動が大きい中で発注時期に合わせた人員確保が困難であるということが要因として挙げられております。また、②にありますように、工事種別にも特殊性があるということで、高度な知識と一定の計画を資格として求めるということが、安全確保と質の確保のバランスを取る上で重要であるということで、そのバランスを取った要件緩和が進められてきたということでございます。

8ページの評価のまとめになりますけれども、こちら先ほどの議題同様、指針の終了要件の(2)の基準を満たしているものとして、市場化テストを終了することが適当としております。

また、先ほどの案件同様、建設現場におけるDXの推進等を踏まえた民間企業の参入を促すような改革が必要、改革に向けた検討を求める旨を記載しております。

事務局からの説明は以上になります。

○稲生委員長 御説明ありがとうございました。なかなか評価は難しいところではございますけれども、この件については小委員会Bで御議論いただきました。主査の先生からもし何か追加してコメントがあればと存じますけれども、いかがでしょうか。もしあれば結構でございますけれども、よろしく願いいたします。

○井熊委員長代理 井熊でございます。概要は今事務局から御説明があったとおりなんです。やはりこの2つの業務に共通しておりますのは、いろんな資格を有する専門技術者

が必要である割に、恐らく民間企業としては、そういう技術者を投資をして育成するような事業としての魅力というのは、私は欠けているのではないかなと思います。その意味において、やっぱり人材投資が進まない。

やはり、そういう中で、入札の条件を改善しても、なかなか競争性が得られたりすることはできない。やはり今人間がいろいろサポートしているところをデジタル化するとかいうようなことで、業務のやり方というのを根本的に改善しないと、やはりこの事業の将来的には存続そのものが非常に危うくなってくるとは思いませんか、そういう思いを込めて、今事務局が御説明いただいたようなコメントを最後に付け加えたところでございます。

以上でございます。

○稲生委員長 井熊委員、ありがとうございました。このほか、いかがでしょうか。御質問や御意見がございましたら御発言をお願いしたいと存じますけれども、委員の先生方、いかがでしょうか。清原委員、お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。事務局に御説明いただきまして、井熊主査からも補足していただきまして、この評価の案については賛成いたします。ただ、井熊主査もおっしゃっていただきましたように、私、やはり「技術者の養成」ということがこんなにも民間企業で課題になっているということを、改めてこの評価の文書で確認をさせていただきました。そこで、「デジタルトランスフォーメーション、DX化できるものはできるように」という示唆がこの評価の中にも含まれているわけですが、事務局として、この間対話をされる中で、この技術者不足を補うDXの方向性について、検討状況はどのような段階であるというふうに認識されましたでしょうか。今後のDX化の可能性、そして、加えてやはり技術者というのは一定人数を確保することが必要でございますので、その確保に向けての働きかけなど、事務局として感触がございましたら補足していただければありがたいです。よろしく願いいたします。

○稲生委員長 清原委員、ありがとうございました。それでは、事務局からもしコメントできるようにしたらお願いしたいと存じます。

○飯村企画官 小委委員会での事業評価の審議におきましても、国土交通省のほうから例えばAIを活用していろいろできるのではないかとといった例示がございまして、そういったDX化に向けた動きというのがあるということを確認しました。

ですので、委員の御指摘も踏まえた方向で今後も取組がなされるのではないかとというふうに期待できるのではと思います。

○清原委員 ありがとうございます。ぜひ国土交通省におかれてもAIの活用も含めたDX化について、例えばですけれども、国のモデル事業であるとか補助事業であるとか、そういうことを構想する中で、少しでも民間のインセンティブが上がればなと願っております。ありがとうございました。

○稲生委員長 ありがとうございます。貴重な御意見、ありがとうございます。

それでは、このほかに御意見いかがでしょうか。稲葉委員、お願いします。

○稲葉委員 結論について、私はこれで賛同いたしますが、1点、いろいろ技術者不足を、例えばD X化で補うとかいう発想は、必ずしも当を得ていないんじゃないかという感じはいたします。

システム化していろいろ作業を効率化するというときには、そこに何かいろんな判断能力が必ずしも入ってこないことによるわけで、その判断能力が必要な分野を全てD Xで置き換えるということができるとかなという感じがします。むしろ、この問題というのは、発注者が行う仕事のうち、最終的に判断するまでの補助としていろんな作業をやってもらうということだと思んですけども、その際発注者にできるだけ近いところまで補助事業としてやってもらうとすると、専門的な知識が必要になって専門家が必要だという議論になるわけですけども、逆に、発注者からもう少し遠いところで一旦切って、そこまでの様々な作業をアウトソースするんだということになれば、そこでの専門性というのは相当少なくなると、通常のルーティン作業に近くなっていくということになると、そこでは専門家のニーズがそうでない場合に比べて少なくなるということなので、補助事業ということの仕切りをどう変えるかということでも、多分この問題のある種のソリューションというのは見つかるのではないかなというふうに思います。だから、もちろんD X化で専門化の不足を何とか補えることができるかという発想も大事なんですけども、もう少し補助事業の切り分けが難しいところまで要求してないかどうかという考慮といいますか、考察というものもあっていいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○稲生委員長 貴重な御意見ありがとうございました。確かに、補助事業をどこで切り分けていくのか、どの部分をどういうふうに任せていくかということによって、専門家がどこまで必要なのかといったようなことも、恐らくロジ的にもいろいろ組み直すことが可能ではないかと、こういうふうに思います。

このほか御意見いかがでございますでしょうか。井熊委員、お願いします。

○井熊委員長代理 稲葉先生の御指摘のとおり、全くそのとおりだと思うんですが、国土交通省自体は今スマートコントラクションとあって、いわゆる現場作業のD X化というのは、いろんな省庁の中でも進んでいるほうだと、私、認識しております。

ただ、今回のような業務の中で、例えばそもそもドキュメンテーション自体をもっと紙をなくしていくとか、あるいはオンラインでも議論できるようになるビデオを使うとか、いろんなことを、事務作業のD X化というのはまだまだこれからかなという部分がありますし、それが1点と、あともう一つは、御指摘のとおり、今ある発注単位でこういうふうに切っていくって、これをデジタル化しても、多分民間あんまり魅力を感じないだろうというのは本当におっしゃるとおりだと思います。なので、例えばダムだったらダムの管理を一体的にどうするんだというような話になってくると、恐らくそのくらいの規模になってくると、今の業界だけではなくて、例えばIT会社とかいうところまで興味を示して参入できるようになってくる。

だから、そういう大きな本当の改革というものを求めたいということをぜひ伝えられればなというふうに私も思います。

以上です。

○稲生委員長 井熊委員、ありがとうございました。

それでは、古尾谷委員、お願いします。

○古尾谷委員 今、井熊委員からおっしゃられたことに重なりますけれども、私も土木事務所とかにいたことがございます。昔の技術者は、1人で現場監督から設計から全てができました。今は様々な業務、例えば積算から現場監督、それぞれを委託化し職員はCADで設計するだけ、というような状況もあります。国交省の指導の下に、各県に1つずつ建設技術センターというところができている。ここは今、市町村からの道路や河川の業務委託が集まっている状況にある。それぞれのところが細分化されることによって、井熊先生おっしゃるとおりで、スケールメリットが業者さんのほうになくなりつつある。ダム現場なども、監督とかそういうのはかなりドローンとか様々な機器を使って、現場の見えないところも進んできている。国交省もAIとかドローン等を使ったトランスフォーメーションをしっかりと進めている。自治体はそういう業務の補完のために第三セクターをつくってそこをお願いするやり方を取ってきたが、今、公共サービスということで民間開放ということが基本。ところが、その民間が取れない、取ろうとしないジレンマがある。あるいは辞退してしまう。包括的な方針を、あまり三セクを民間活用にならないからといって排除しないで競争し、共存できるような形で進めることも必要なのではないか。地方の自治体においては、A、Bランクの人材の揃った業者は入札に来ませんので、そういう面では大変きつい状況になっている。御理解願いたいと思います。

○稲生委員長 古尾谷委員、ありがとうございました。このほか、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

結論に関しましては、特段御異論ないというふうに理解いたしました。稲葉委員、井熊委員、それから古尾谷委員からは、事業をどういうふうに切り分ける、場合によっては必要な包括化を図るといったような形、いずれにしてもDX化を導入するにせよ、あるいはよりルーティン化するような形で競争を促すにせよ、終了プロセスになりますから、より一層の御努力を国土交通省にはお願いをしたいということで、文章には書いていきたいと、こういうふうに思います。

それでは、時間が来ましたので、本件2件でございますけれども、議論はこれまでとさせていただきますと存じます。

それでは、続きまして、小委員会Cの1件に入ります。復興庁／東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務の2期目でございますが、事務局より説明をお願いいたします。

○小原参事官 東日本大震災に係る改良環境モニタリング調査業務は、震災に起因する油等の流出及び福島第1原子力発電所から放出された放射性物質による海洋環境の汚染状況

を把握するための調査業務です。

本日の議題は、市場化テスト2期目の評価です。1期目は3年契約でしたが、第2期の実施要項の審議当時、東日本大震災復興特別会計の存続が不確定だったため、単年度事業として実施されました。

第2期の入札状況は1者応札でした。受託事業者の交代はありませんでした。

調査計画の立案、調査の実施・分析・結果解析・取りまとめ、公表資料作成等、確保されるべき事業の質は達成されていました。

経費の比較について、市場化テスト前の28年度と令和2年度では1,856万円の減がありました。しかし、入札小委の審議の過程で、水質調査は行われなくなっており堆積物の調査だけになっていること、重点調査項目の調査の測点が減少していることなど業務内容が大きく異なってきており、これらに係る経費を除外して平成28年度の従来経費を算出することができなかつたため、業務内容が同内容である1期目と比較することとなりました。その結果は、1.9%、146万円の減となりました。

以上のとおり、1者応札となっており、競争性の確保に課題が認められ、市場化テストを継続することが適当であるとされました。

なお、第3期の実施要項は昨年度中に御了承いただいております。現在、入札準備中です。第3期では、再度、事業を複数年化し、情報開示を充実させています。さらに、第2期の説明会参加者へのヒアリングの結果、再委任ができないと誤解されていたことが判明したので、入札説明会を分かりやすい説明内容にすること、業界団体を通じた情報提供等広報を行うこととしています。

説明は以上です。

○稲生委員長 ありがとうございます。ただいま説明いただきました内容につきまして、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。本件は、事業としては継続ということでございます。

○稲生委員長 よろしゅうございますでしょうか、皆様。

それでは、これまでとさせていただきますと存じます。

以上3件、国土交通省につきましては2件、それから復興庁については1件ということで御議論をいただいたところでございます。

それでは、3件とも、評価案につきましては、監理委員会として異存はないということにいたします。

それでは、議事次第3にまいります。議事次第3の報告につきまして御審議をいただきたいと存じます。小委員会Bの1件、国立研究開発法人建築研究所／「共用計算機システム借用及び運用支援業務」に係る次期事業開始時期の変更について、事務局より御説明をお願いいたします。

○飯村企画官 では、資料の4を御覧いただければと思います。

本事業なんですけれども、1期目の既に行った事業評価において、1者応札のために継

続となっております、これから御説明する理由によりまして、今後の開始時期を1年延期するというものでございます。

資料の4の1の事業概要のところを御覧いただきますと、研究所の職員が利用する各種ネットワークサーバー、ネットワーク機器及び運用管理サーバーからなります共用計算機システムの借用及びこれらのシステムを安定的に、かつ適切に稼働させるためのシステムの運用管理というものが事業の概要でございまして、いわゆる一般的なサーバーの賃貸借と運用支援ということで、特段特殊な技術ですとか知見を要するものではないと聞いております。

2の現在の状況にありますとおり、当初は、来年度の令和4年度からの運用開始に向けて、今年の8月の入札に係る広告の掲載に向けた作業というのをやっているところでございましたが、3のスケジュール変更の経緯にありますとおり、独立行政法人情報処理推進機構の監査において、共用計算機システムの見直しに係るセキュリティー上の指摘というのを受けたということでして、次の次期共用計算機システムの構成を大幅に見直す必要が出てきたということで、その見直しと仕様書の修正に時間を要しますということで、やむを得ずスケジュールの変更を行うことになったということでございます。

4の業務スケジュールの変更内容ですけれども、下の参考の表も併せて御覧いただければと存じますが、現在の運用中のシステムに関する事業というのは契約どおり変更はないということで、令和4年3月末をもって終了します。一方、一番下の段にある次期共用計算機システムが、スケジュールが当初予定から1年後ろに倒れるということで、令和5年4月からと、変更するということですので、その業務が開始される間につきましては、今の共用計算機システムの契約中の受注者と随意契約をする予定であるということでございます。

簡単ですが、以上が報告になります。

○稲生委員長 ありがとうございます。ただいま説明いただきました内容について、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

やむを得ない変更ということでございますが、よろしゅうございますでしょうか。

○稲葉委員 1点質問なんですけども。

○稲生委員長 稲葉委員、お願いします。

○稲葉委員 やむを得ないとは思いますが、この共用計算システムを使うような、ほかの何か事業体に影響は及ぶと考えるのが自然なんですけども、結構先数は多いんでしょうか。

○飯村企画官 本システムは、こちらの研究所の中で使っているものということで、例えば次のページにポンチ絵がございましてけれども、あくまでその建築研究所の中で使うものだという事です。

○稲葉委員 そういう意味の共有。

○飯村企画官 はい、そういう意味での共用でございます。ほかの組織へは特段影響はないと思います。

○稲生委員長 このほか御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましてはこれまでとさせていただきます。

報告案につきましては、監理委員会として異存はないということといたします。

続きまして、議事次第4の公共サービス改革基本方針案につきまして御審議をお願いしたいと存じます。本件は、去る4月の監理委員会で御議論いただいた内容を踏まえて、総務大臣が当委員会に付議したものでございます。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○小原参事官 公共サービス改革基本方針案につきましては、委員会の御了承をいただいて各省協議を行いました。本文の変更はありませんでした。本日は、新規に選定される事項を中心に別表により御説明します。

16ページ、別表についてございます通し番号の16ページでございますが、16ページ、(4)独立行政法人の業務で「情報通信研究機構本部建物設備維持管理業務」、これは新規です。現在の契約が終了する令和8年4月から5年間の契約となります。

次のページ17ページ、(3)行政情報ネットワークシステム関連業務の「電子認証システムに係る運用・保守業務」、これは新規です。改革小委員会でヒアリングを行った案件ですけれども、同システムの更改に合わせて民間競争入札を実施するとされています。なお、改革小委の議論の中では、次のシステム更改は令和7年を想定しているということでした。

続きまして、22ページの片仮名のコ「国立研究開発法人理化学研究所の施設管理業務」、これが新規です。現在の契約が終了する令和5年4月から2年間の契約となります。

続きまして、24ページ、片仮名のカ「テレビ会議サービスを利用した離島等での受給資格決定等に係る供給業務」、これは新規です。現在の契約が終了する令和5年4月から3年間の契約となります。

それから、ページが飛びまして、30ページの片仮名のウ「国立研究開発法人産業技術総合研究所の設備等維持管理業務」、これは新規です。来年度から2年間の契約となります。

同じく30ページ、国土交通省の(1)統計調査関連業務の片仮名のウ「自動車輸送統計調査及び自動車燃料消費量調査」、これは新規です。来年度から3年間の契約となります。

続きまして、33ページ、片仮名のウ「国立研究開発法人建築研究所共用計算機システム借入及び運用支援業務」、これは既存の事項でございます。本日の委員会の議題とされ報告されたとおりであり、別表上は現行の契約期間との隙間がありますけれども、令和5年4月から5年間の契約となります。

同じく33ページ、片仮名のカ「海洋情報部電子計算機システム借入保守及び取付調整」、これは既存の事項です。別表上、現行の契約期間と隙間がありますけれども、新システムの導入に合わせて、令和5年5月から4年11か月の契約となります。

続きまして、34ページ、片仮名のケ「旅行安全情報共有プラットフォームの保守・運用」、これは新規です。来年度の単年度契約となります。

それから最後ですが、36ページ、片仮名のエ「原子力規制委員会ホームページ・CM

Sサーバに係る運用・保守業務」、これは新規です。現在の契約が終了する令和7年4月から5年間の契約となります。

説明は以上です。

○稲生委員長 ありがとうございます。ただいま説明いただきました内容について、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いしたいと存じますけれども、皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これまでとさせていただきますと存じます。

それでは、公共サービス改革法第7条第6項の規定により付議されました公共サービス改革基本方針（案）については、監理委員会として異存なしといたします。

なお、本基本方針は、来る7月上旬に閣議決定される予定でございます。

続きまして、議第5は非公開での審議となります。

（中略）

○稲生委員長 それでは、以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。

これで本日の監理委員会を閉会といたします。ありがとうございます。

— 了 —